

工事内容確認チェックシート(まちづくり融資(賃貸住宅))(1/2)

申請者名:

工事監理者名:
(又は工事施工者名)(工事監理者がいない場合は、工事施工者が記名してください。
(申請者が工事監理者と同一の場合は工事監理者欄の記名は不要です。))

私は、竣工現場検査の申請に当たり以下の基準について適合していることを確認しました。

基準項目	該当工法				基準の概要 (基準の詳細は、機構の定める技術基準を確認してください。)	申請者 現場 確認欄 <input checked="" type="checkbox"/>	備考
	在来 木造	2 × 4	S 造	R C 造			
横 造	全般	○	○	○	○	・主要構造部を耐火構造とした住宅、準耐火構造（省令準耐火構造を含む。）又はまちづくり省令準耐火構造の住宅（※）であること。	□
	省令準耐火構造 の場合	○	○	○	-	・外壁及び軒裏が防火構造であること。	□
		○	○	○	-	・屋根は不燃材料で造り、又は葺くこと。	□
		○	○	○	-	・天井及び壁の室内（※）に面する部分は防火被覆されていること。 ※居室、浴室（ユニットバスの場合を含む。）、洗面脱衣室、便所、玄関、廊下、物置等	□
		○	○	○	-	・防火上支障がない措置を講じていること。 (施工上、特に注意が必要な次の①から⑤までを全て確認すること。)	□
		○	○	○	-	ア 防火被覆材を貫通して設備器具（コンセントボックス、ダウントライ特、換気グリッド等）を取り付ける場合、当該器具又は当該器具の裏面を当該部分に空隙が生じないよう（※）不燃材料で造り、又は覆うこと（設備器具の防火被覆材貫通部の措置が設計図書どおりであることを納品書、施工写真等により確認できること。）。	□
		○	○	○	-	イ 壁又は天井の防火被覆を部分的に貫通する場合、当該木材の寸法は、防火被覆材を貫通する方向に30mm以上であること。 貫通する木材と防火被覆との目地部分及び取合い部分には当て木を設けること。	□
		○	○	○	-	ウ ①から③までの取合い部等には、ファイヤーストップ措置を講じていること。 ①床又は天井と壁との取合い部 ②壁と壁との取合い部 ③上階に床がある部分の天井内部における間仕切り壁と横枠材との間	□
		○	○	○	-	・原則として一般的の交通の用に供する道に2m以上接していること。	□
	接道	○	○	○	○	・原則として一般的の交通の用に供する道に2m以上接していること。	□
住宅の規格	住宅の規模	○	○	○	○	・設計検査申請書に記載された住宅の1戸当たりの床面積のとおり施工していること。	□
	住宅の規格	○	○	○	○	・原則として2以上の居住室並びに炊事室、便所及び浴室があること。	□
	断熱構造	○	○	○	○	・次の①又は②のいずれかに適合していること。 ①設計内容説明書の説明内容及び記載図書の内容が断熱等性能等級4以上及び一次エネルギー消費量等級4以上に適合している ②設計内容説明書の説明内容及び記載図書の内容が建築物エネルギー消費性能基準（建築物省エネ法）に適合していること。	□
	省エネルギー性	○	○	○	○	・次回の①又は②のいずれかに適合していること。 ①BELS評価書による場合 ・BELS評価書が提出され、ZEH-Mに関する記載が確認できること。 また、ZEH-M Ready又はZEH-M Orientedの申請にあつては、それぞれの基準に定める適用条件に合致していること。	□
優良な賃 貸住宅基 準（適用 する場合 に限る。）	耐久性・可変性	○	○	○	○	②BELS評価書によらない場合 設計内容説明書、計算結果出力シート、記載図書等の内容が次の全てに適合すること。 ・住戸内の各住戸が評価基準第5の5-1に定める断熱等性能等級の等級5以上（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）に適合していること。 ・共用部分を含めた住戸の一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギーを用いずに建築物エネルギー消費性能基準に比べ2割以上削減されていること。 ・ZEH-M Ready又はZEH-M Orientedの申請にあつては、それぞれの基準に定める適用条件に合致していること。	□
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の規定により 長期優良住宅建築等計画が認定された住宅。 (注)令和4年10月1日改正後の、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）に適合するもの。	○	○	○	○	・長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の規定により 長期優良住宅建築等計画が認定された住宅。 (注)令和4年10月1日改正後の、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）に適合するもの。	□
土台	土台	○	○	-	-	・外壁に接する土台を木造とする場合は次の各号に適合していること。 ・耐久性の高い樹種を使用するかK3相当以上の防腐・防蟻処理を行うこと。 (北海道・青森県はK2相当以上の防腐処理) ・土台に接する外壁の下端には水切りを設けていること。	□
	換気設備の設置	○	○	○	○	・住宅の炊事室、浴室及び便所に次に掲げるいずれかの設備を設けること。 ア 機械換気設備 イ 換気のできる窓	□
配管設備の点検	(一戸建て、連続建て又は重ね建ての場合)	○	○	○	○	・炊事室に設置される給排水その他の配管設備（配電管・ガス管を除く）が仕上げ材等により隠されている場合には、配管設備を点検するために必要な開口又は掃除口による清掃を行うために必要な開口を仕上げ材等に設けること。	□
	(共同建ての場合)	○	○	○	○	・給排水その他の配管設備（配電管を除く）で各戸で共有するものは、構造耐力上主要な部分である壁の内部に設けないこと。	□
床の遮音構造	区画	○	○	○	○	・住宅相互間等の区画は、原則として耐火構造又は1時間準耐火構造の界床・界壁で区画し、開口部には防火戸を設置していること。	□
	床の遮音構造	○	○	○	○	・次のいずれかに掲げる基準に適合していること。 ただし、サービス付き高齢者向け住宅（施設共用型）の場合を除く。 ・鉄筋コンクリート造の均質單板スラブにあっては、厚さ15cm以上であること。 ・鉄筋コンクリート造の均質單板スラブ及びボイドスラブ以外の床構造にあっては、重量衝撃音レベルが遮音等級Li、Fmax、r=65程度の遮音性能を有する構造であること。 ・鉄筋コンクリート造の均質單板スラブ及びボイドスラブ以外の床構造にあっては、評価方法基準8-1の③のロの①のd（相当スラブ厚さが11cm以上）に適合するものであること。 ・評価方法基準8-1の③のイの⑤のaに掲げる条件を満たす場合において、同表の表3に掲げる床仕上げ構造の重量床衝撃音レベル低減量（以下「ΔL」といいます。）に応じ、等級換算スラブ厚が次に掲げる値以上であるもの。 ア ΔLが+5dBの場合 同表の(i)の項に掲げる等級のうち3の欄に掲げる値 イ ΔLが0dB又は-5dBの場合 同表の(i)の項に掲げる等級のうち2の欄に掲げる値	□

※まちづくり省令準耐火構造の住宅の場合の追加基準

基準項目	基準の概要(本造軸組工法又は枠組壁工法を用いる住宅の場合)	申請者 現場 確認欄 <input checked="" type="checkbox"/>	備考
戸建型式	・重ね建て及び共同建てでないこと(一戸建てまたは連続建てであること。)	□	
基礎の高さ	・地面から基礎上端まで又は地面から土台下端までの高さが40cm以上であること。	□	
小屋裏換気	・次のいずれかに適合すること。 ア 独立した小屋裏ごとに2ヶ所以上の換気孔を設け、換気孔の有効面積の天井面積に対する割合は、所定の割合以上であること。 イ 所定の屋根換気工法であること。	□	
床下換気	・次のいずれかに適合すること。 ア 外壁の床下部分に壁の長さ3m以内ごとに有効面積300cm ² 以上の換気孔を設置していること。 イ 外壁の内面にわたりて外壁の長さ1m当たり有効面積75cm ² 以上の換気孔を設置していること。 ウ 所定の基礎換気工法であること。	□	
床下防湿	・床下の防湿性能は以下のいずれかであること。 ア 厚さ60mm以上のコンクリートで覆ったもの イ 厚さ1.0mm以上の防湿フィルムで覆ったもの ウ アと同等の防湿性能をもつもの	□	
木部の 防腐・防蟻措置	・外壁の軸組等のうち地面からの高さ1m以内の部分に次のいずれかの措置を講じていること。 ア JAS耐久性区分D1による製材又は集成材等の使用 イ 防腐・防蟻処理材(北海道・青森県は防腐材)の使用 ウ 杆柱に直接外気に接する構造(直壁式)とし、軒の高さ90cm以上 エ 柱に接続する外壁に通気層の設置 オ 断面寸法12cm角以上の製材又は集成材等の使用	□	
基礎内周部の地盤 の防蟻措置	・基礎の内周部の地盤は、次のいずれかの防蟻措置を講じていること。 ア 鉄筋コンクリート造の基礎による被覆 イ 基礎と鉄筋による一体となる地盤上に一様に打設されたコンクリートによる被覆 ウ 有効な土壌処理	□	
浴室等の防水措置	・浴室及び脱衣室の軸組等及び床組並びに浴室の天井は、防水上有効な仕上げが施されていること。	□	

工事内容確認チェックシート(まちづくり融資(賃貸住宅))(2/2)

私は、竣工現場検査の申請に当たり、次表の基準に適合していることを確認しました。

基準の概要	確認項目 ^{※1}	確認内容	申請者現場確認欄 <input checked="" type="checkbox"/>	備考
① 車体・開口部等に係る確認事項	車体の断熱性能等	断熱材の種類	断熱材の種類、厚さが所定のとおり施工されていること。	<input type="checkbox"/>
		断熱材の保管・養生	(繊維系断熱材の場合)断熱材を濡らさないような措置がされていること。	<input type="checkbox"/>
		屋根又は天井の断熱構造	必要な部位にすき間なく施工されていること。	<input type="checkbox"/>
		壁の断熱構造	必要な部位にすき間なく施工されていること。	<input type="checkbox"/>
		床の断熱構造	必要な部位にすき間なく施工されていること。	<input type="checkbox"/>
		鉄筋コンクリート造等の住宅の場合における構造熱橋部の断熱補強	構造熱橋部に断熱補強がされていること。	<input type="checkbox"/>
	開口部の断熱性能等	窓等の仕様	建具の材質・形状、ガラスの種類・構成が所定のとおり施工されていること。	<input type="checkbox"/>
		ドアの仕様	ドアの材質・形状、ガラスの種類・構成が所定のとおり施工されていること。	<input type="checkbox"/>
		ひさし・軒等の状態	ひさし・軒等の形状・寸法等が所定のとおり施工されていること。	<input type="checkbox"/>
	開口部の日射遮蔽措置	付属部材の設置状態	付属部材が所定のとおり設置されていること。	<input type="checkbox"/>
		窓・ドアの仕様	ドアの材質・形状、ガラスの種類・構成が所定のとおり施工されていること。	<input type="checkbox"/>
② 設備に係る確認事項	設備機器の設置状況	通風の利用	(省エネ効果を考慮する場合) 通風の利用に係る開口部の面積及び配置が所定のとおりであること。	<input type="checkbox"/>
		蓄熱の利用	(省エネ効果を考慮する場合) 蓄熱の利用に係る材料の種類、厚さ及び寸法が所定のとおり施工されていること。	<input type="checkbox"/>
		繊維系断熱材等を使用する場合	設置されていること(屋根・天井、壁、床)。	<input type="checkbox"/>
		通気層の設置	断熱層等が外気側に通気層が設置されていること。	<input type="checkbox"/>
		鉄筋コンクリート造等の住宅を内断熱工法により施工する場合	断熱材がコンクリート躯体に全面密着されていること。	<input type="checkbox"/>

※1 建築物エネルギー消費性能基準を確認する場合は、住戸部分に加えて共用部分及び非住宅部分の評価対象部位についても確認してください。ただし、非住宅部分の床面積が2000m²以上の中は、非住宅部分の確認は不要です。

※2 当該項目の確認は、断熱等性能等級4の基準を確認する場合に限り実施してください。

注1) 申請者、工事監理者又は工事施工者は、太枠で囲われたところをチェック又は記入してください。

注2) 「所定の」とあるのは、設計図書等に記載されている事項を意味しています。